

守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン

これまで本市における教育施設での新型コロナウイルス感染を児童生徒等が発症した場合において、「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応方針」第1項に基づき、学校の臨時休業を判断してきたところです。

この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より、令和3年8月27日付「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が策定され、これを踏まえ本市においても、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定された場合の濃厚接触者等の候補としての考え方を付した対応ガイドラインを策定します。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、職務専念義務の免除により学校への出勤を停止する。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置とする。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所により実施するものですが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定され、保健所業務が逼迫している場合は、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成し保健所へ報告し、その判断及び指示を仰ぐものとする。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とする。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクを着用していたかのみならず、鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態で必要な感染予防策がはかられていない状態で、感染者と15分以上の接触（会話等）があった者

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とする。

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性を、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ教育委員会が判断する。

緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定されている状況においては、事前に教育委員会と保健所で協議し、保健所業務が逼迫しており学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、教育委員会において臨時休業を行う範囲を決定し、保護者に周知する。

<臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討する。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（2～3日間程度）の【学年閉鎖】または【学校全体の臨時休業】の必要性を検討する。

また、把握した全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合には、教育委員会は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の継続を検討する。

なお、臨時休業の継続が行われない場合であっても、5～7日程度を目安に、熱中症予防対策等によりマスクを着用しない教育活動は行わず、児童生徒等の健康観察に努める。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

- 学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。